



第2期吉野川市国土強靱化地域計画

令和7年3月

吉野川市

目 次

I	計画策定の趣旨、位置付け.....	1
II	基本的な考え方.....	2
III	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）.....	5
IV	国土強靱化の推進方針.....	14
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	15
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	20
3	必要不可欠な行政機能を確保する.....	26
4	経済活動を機能不全に陥らせない.....	28
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	31
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	35
V	施策の重点化.....	39
VI	計画の推進と進捗管理.....	40

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の気候変動により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となっている。

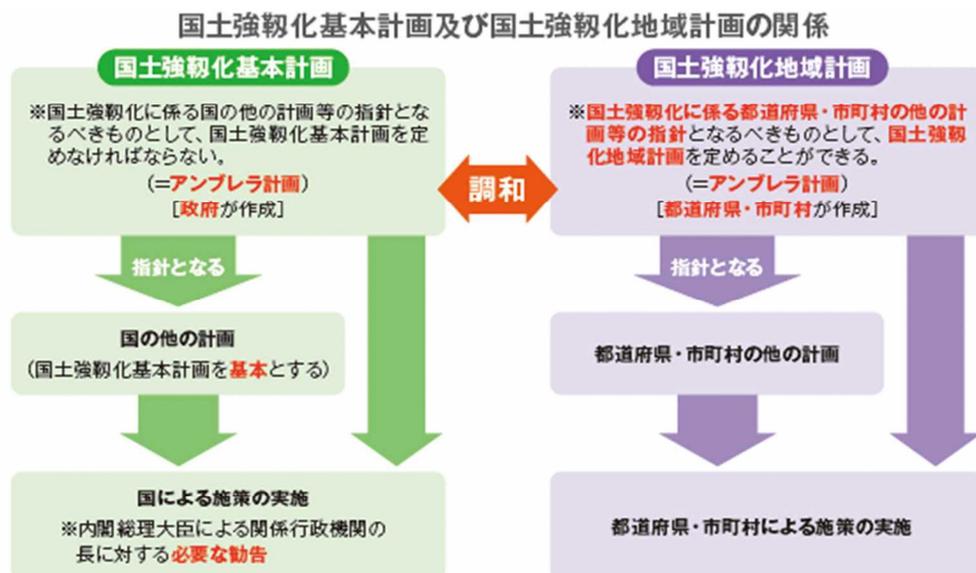
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、近年の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年7月に基本計画の見直しが行われている。

本市においても、多発する大規模自然災害から得られた知見を反映するとともに、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な吉野川市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、吉野川市国土強靱化地域計画を令和2年3月に策定した。

翌年以降も計画の推進及び進捗管理を効果的かつ効率的に行うため、新たな施策の追加や、各施策の重要業績指標について、年次ごとの目標値をとりまとめ、令和4年3月において計画の見直しを行っているが、計画期間が令和6年度末で満了することに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第2期吉野川市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、本市の計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本計画及び徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和11年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、目標年次を迎える前であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な吉野川市」をつくりあげるためには、基本計画及び県計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本市の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本市の強靱化に向けた取組姿勢
 - ・本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組にあたること
 - ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
 - ・国や県をはじめ関係機関等と連携し、協力を得るなど、総力を挙げた取組とすること
 - ・本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ・復興事前準備の取組を推進すること
 - ・「持続可能な開発目標（SDGs）」への対応
持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献すること

◆SDGsの17の目標

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取組むこととしています。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本設備等の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用することにより、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の活用を図ること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自の先進的な取組を反映すること
- ・人のきずなや地域コミュニティとの連携を強化するとともに、民間活力を積極的に活用し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の視点を踏まえた施策を推進すること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組を推進すること
- ・他機関等からの支援の長期途絶に備えた取組を推進すること

Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状について、どこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は徳島県北部のほぼ中央、吉野川の南岸に位置し、市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっている。これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが市の北辺を東流する吉野川に合流している。

こうした河川によって形成された北部の沖積平野部を徳島市と三好市池田町を結ぶJR徳島線や国道192号が並行しながら東西に走っている。交通の利便は高く、徳島空港、高松空港、徳島自動車道の各インターチェンジが約30km圏内にある。



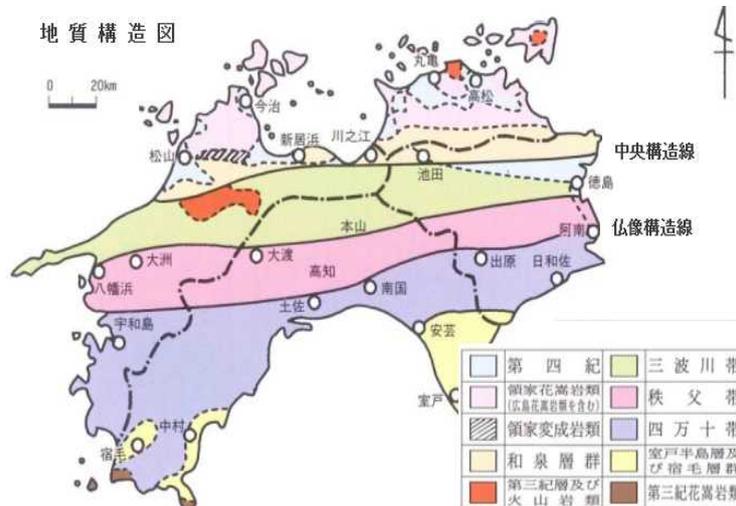
(2) 地質

本市は中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあつて、地質構造上は、西南日本外帯に属している。本市の南部にある山地は変成岩類からなり、ほとんど結晶片岩で構成され、結晶片岩の原岩は桂岩・砂岩・粘板岩・石灰岩等の堆積岩と、塩基性火成岩などからなっている。

また、森山の壇・寺谷をはじめ、西尾の敷地南方療養所付近には20mないし60mの台地があり、この段丘堆積層は下部より眺めて森山層（厚さ約50m）、川島層（厚さ約50m）、西麻植礫（厚さ約30m）に区別することができる。

(3) 活断層

本市付近で内陸型地震が発生した場合、本市に大きな影響を与えると思われる断層は吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが、本市を東西に約10kmにわたって横切るように存在しているものに、上浦一西月ノ宮断層がある。この断層は、活断層であることが確実であり、この断層が内陸型地震をもたらす可能性も考えられる。



(4) 気象

本市の気候は温暖で、平均気温は約16℃、年間降水量は1,400mm前後で晴天が多い。

(5) 人口

本市は吉野川中流域における生活拠点都市を目指して、平成16年10月に鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の4町村合併によって新市が誕生した。

令和2年国勢調査で人口38,772人、世帯数15,488世帯、65歳以上人口14,827人となっている。

平成17年と比較すると、人口15.3%減、世帯数0.2%増、65歳以上人口15.4%増で、人口減少、高齢化が進展している。

(6) 災害の歴史

①南海トラフ等地震災害

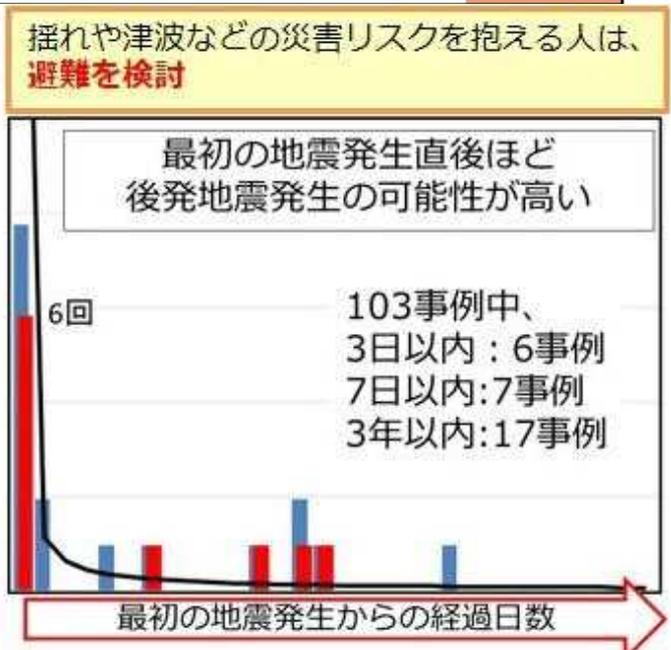
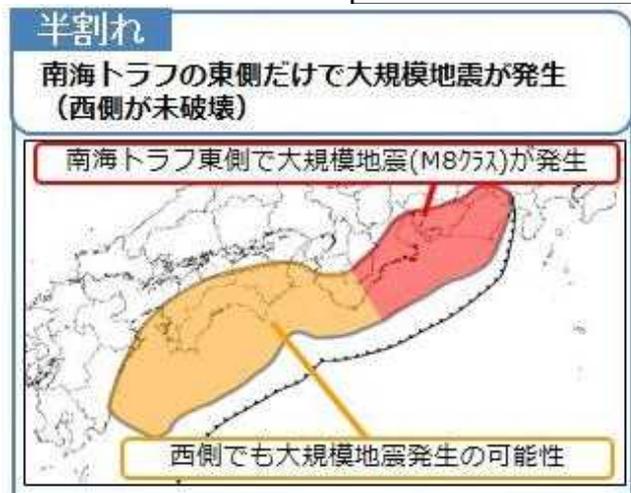
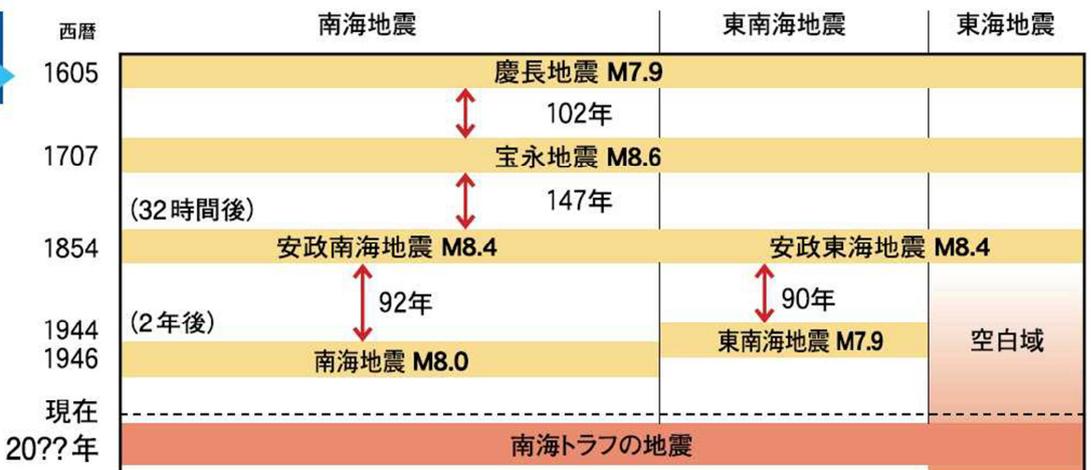
徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている(次図参照)。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時にもしくは少しの間隔を開けて発生している。

令和6年1月現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると80%となっている。

本市に影響を与えてきた地震は1854年12月24日の安政南海地震、1946年12月21日の昭和南海地震等、南海トラフを震源とする海溝型の大型地震が多くを占めているようである。また、本市には、活断層が東西に走っており、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災のような直下型地震も今後発生する可能性があると思われる。



過去に起きた地震



- 直近2回の地震は**時間差で発生**
- 安政東海地震・安政南海地震（32時間）
 - 昭和東南海地震・昭和南海地震（2年間）

②水害

市域の中心部は低地における宅地が数多く分布しており、大雨による吉野川洪水時には吉野川へ流入している河川の排水不良によって浸水被害が起こりやすい状況となっている。

最も新しい災害としては、平成16年10月の台風23号によって、死者1名、床上浸水197戸、床下浸水500戸の被害発生があり、災害救助法の適用を受けている。この時、美郷地区においては、大雨による山腹崩落によって一部集落が孤立するなどの被害が発生した。

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		酉の水 死者250人
1868	慶応2年		寅の大水 死者2140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81名、浸水面積28000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12名、浸水面積3248ha
1961	昭和36年	第2室戸台風	浸水面積6638ha
1978	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積12704ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7645ha

③土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市においても、土砂災害警戒区域等が指定されており、いつ大規模な土砂災害等が発生するか分からない状況である。

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本市の特性」や次の4つの事項を踏まえる。

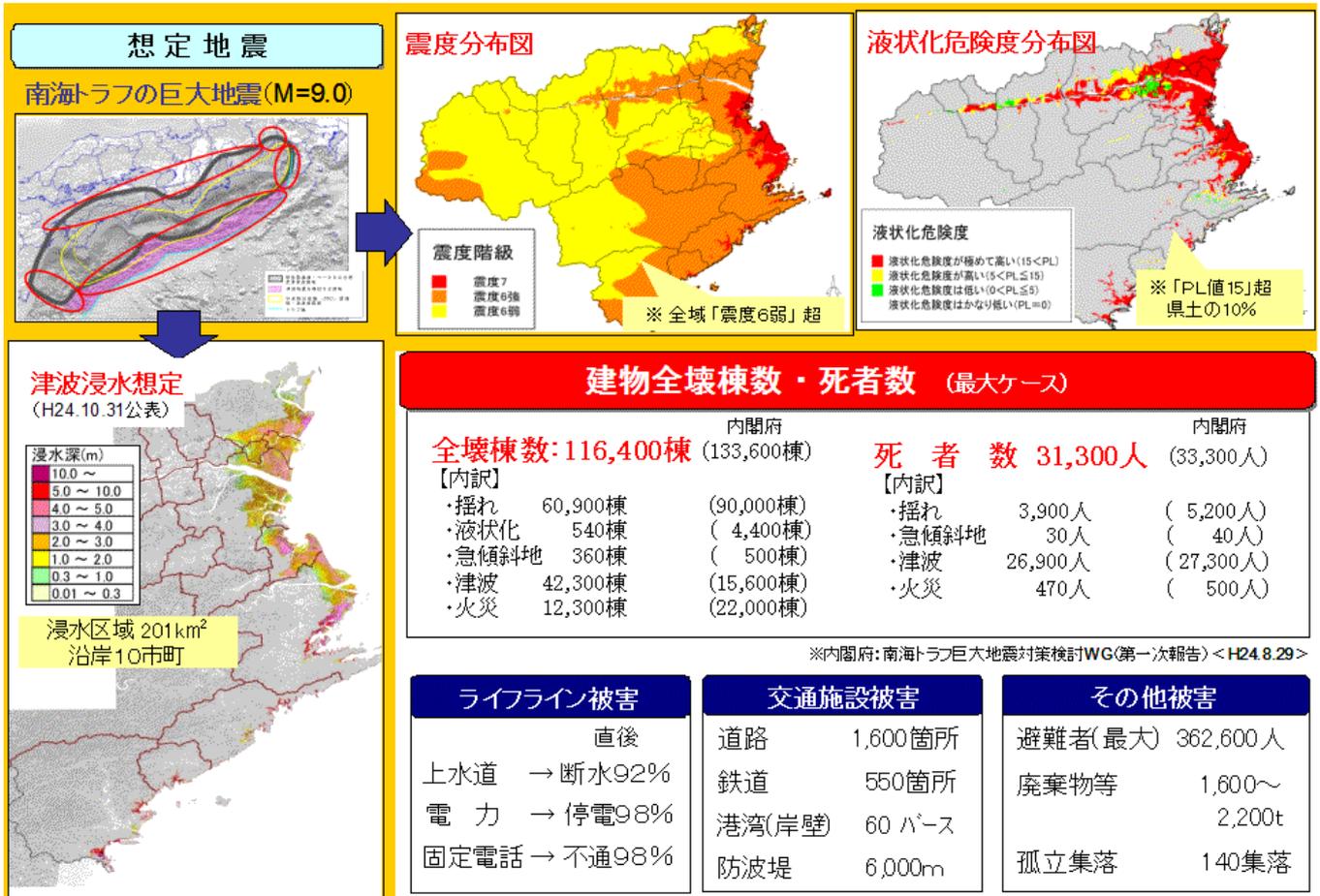
- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が80%となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯や上浦－西月ノ宮断層等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号、令和元年の台風15号や19号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

以上のことから、本市が想定する災害及びその規模等は、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震		南海トラフ地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・梅雨前線豪雨等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊、線状降水帯による局地的な集中豪雨等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

上記で示した、想定する規模等については、南海トラフ地震の被害想定（徳島県想定）、中央構造線・活断層地震の被害想定（徳島県想定）、大規模風水害（国及び徳島県想定の新吉野川等7河川の洪水時最大規模の浸水想定）、大規模土砂災害（本市作成の土砂災害ハザードマップ）を参考とする。

徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果



4 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の35の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして29の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟不足による初動対応の遅れ
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
		4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
		4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(2) 6つの事前に備えるべき目標の時間軸上の整理

	事前に備えるべき目標	復興事前準備	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		→			
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ			→		
3	必要不可欠な行政機能を確保する			→		
4	経済活動を機能不全に陥らせない			→	→	→
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる			→	→	
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	→			→	→

「起きてはならない最悪の事態」を念頭に、この最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

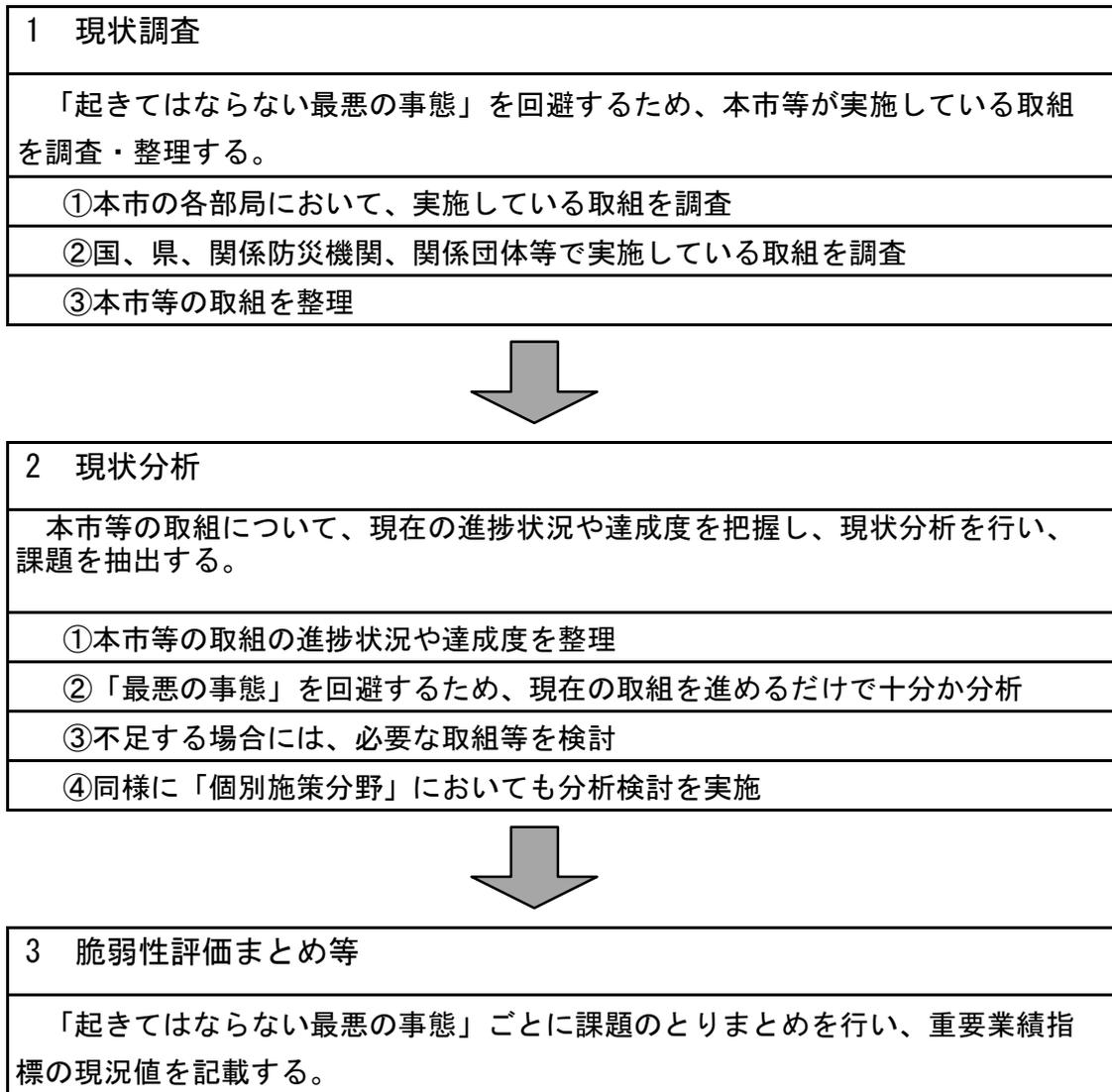
5 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定し、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

6 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により整理するものとする。



IV 国土強靱化の推進方針

● プログラムごとの推進方針

「本市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後、何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。

(「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。)

● 施策の重点化

29のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、いかなる大規模自然災害が発生しようとも4つの基本目標を達成するための、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

STEP1		STEP2～STEP3					STEP4		STEP5		
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					プログラム		重点化すべきプログラム	
			行政施策	住環境	保健医療・福祉	産業	国土保全・交通	脆弱性評価	対応方策		
① ② ③ ④ 人命の迅速な回復が最大の図られが命的障害を受けず維持される	1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 ○・・・	1-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					脆弱性の評価	対応方策の検討		
		1-2 ○・・・	1-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								
										
	6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 ○・・・	6-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								
		6-2 ○・・・	6-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								

個別施策分野ごとの評価

1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、市内全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生したことから、多数の人命が失われる。
- ・大型台風の来襲により、河川堤防が各地で決壊し、市内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流・地すべり・がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・地震や、近年の異常気象に伴う暴風雨等によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生。

対象とするプログラム：1-1, 1-2

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 災害に強いまちづくりを促進するため、古い木造住宅が多い地域など、重点的に戸別訪問を行い、住宅の耐震化を躊躇する高齢世帯等が積極的に取り組めるよう、関係団体と連携した普及啓発活動に努める。また、住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等により、木造住宅等の耐震化関連補助事業を推進する。

・木造住宅等の耐震化関連補助事業（H16～累計）

耐震診断 2,301戸（R5）→ 要望件数等により実施

耐震改修 305戸（R5）→ 要望件数等により実施

その他関連事業 89戸（R5）→ 要望件数等により実施

相談員派遣事業 0件（R6）→ 50件（R11）

減災化対策支援事業（家具転倒防止器具設置事業を含む）

167件（R6）→ 217件（R11）

・公営住宅の耐震化（累計） 19棟（R6）→ 23棟（R11）

- 高齢者福祉施設をはじめとする社会福祉施設の入所者の安全を確保するため、施設の耐震化を促進するとともに、非常時における各種防災計画やBCPの未策定である社会福祉施設等に対しては、速やかに重点的に指導を実施する。

・高齢者福祉施設の耐震化（累計） 4施設（R6）→ 11施設（R11）

・地域密着型サービス事業所の防災・減災対策整備事業

2施設（R6）→ 4施設（R11）

自助・共助の取組強化

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の訓練の実施等により、市民の防災意識・知識等の向上を図る。また、平時から家庭内で

の話し合いや、学校での防災教育、自主防災組織での啓発などに防災ハザードマップを活用するなど、「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上を図る。

- ・市職員の防災士資格取得 32人（R5）→ 年次的に取得
- ・自主防災組織の訓練実施率 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）
- ・防災ハザードマップの全世帯配布 作成（R6）→ 配布（R11）

建築物の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、空き家対策総合支援事業等により老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却又は空き家等の利活用及び住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等により危険ブロック塀等の除却、建替補助を支援する。

- ・老朽危険空き家等除却件数（H25～累計） 223棟（R6）→ 348棟（R11）
- ・空き家等の利活用件数（移住促進空き家リノベーション支援事業等実施件数）
0棟（R5）→ 年度毎に1棟実施
- ・危険ブロック塀等除却及び建替補助件数（H30～累計）
除却のみ・除却後建替 84件（R6）→ 134件（R11）

防火・消火体制の整備

○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を周知するとともに、消防団員の確保対策を促進する。

- ・補助事業による感震ブレーカー等の設置数（H30～累計）
85基（R5）→ 要望件数等により実施
- ・消防団員充足率 87.7%（R6）→ 90.0%（R11）

救助・救急活動体制の整備

○ 徳島県の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターが降着可能な施設を整備し、災害対応力の向上に取り組む。

- ・ヘリコプター降着適地数 9箇所（R6）→ 維持（R11）

緊急輸送道路等の機能確保

○ 交通施設については、利用者に倒壊による危害を与えないよう、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、耐震化・長寿命化や除却等を促進する必要がある。

また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。あわせて、住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び建築物耐震対策緊急促進事業（住宅・建築物防災力緊急促進事業）等により、緊急輸送道路沿道建築物等民間建築物の耐震化事業を推進する。

- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）
24橋（R6）→ 29橋（R11）
- ・長寿命化修繕計画（橋梁） 更新（R6）→ 更新（R7）
- ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
- ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数
－（R6）→ 666橋（R11）
- ・定期点検（跨線橋）の実施数 ー（R6）→ 1橋（R7）
- ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数 ー（R6）→ 必要に応じて実施
- ・長寿命化修繕計画（トンネル） ー（R6）→ 更新（R7）
- ・定期点検（トンネル）の実施数 ー（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数 ー（R6）→ 必要に応じて実施

- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕
 舗装修繕計画策定率 0% (R6) → 100% (R11)
 舗装修繕率 0% (R6) → 28% (R11)
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数 (H29～累計)
 耐震診断 23件 (R6) → 新規対象建築物が判明時に実施
 補強設計 1件 (R6) → 要望件数等により実施
 耐震改修等 0件 (R6) → 要望件数等により実施
- ・緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長 (累計)
 9,161m (R6) → 9,545m (R11)
- ・予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施 (排水機場、都市公園) 維持 (R6) → 維持 (R11)

臨時情報を活用した防災対応

- 自主防災組織等に対して、南海トラフ地震臨時情報に関する正しい知識と日頃からの地震への備えや安全な行動等の再確認を促すよう、防災訓練等で周知・啓発に努める。
- ・自主防災組織の訓練実施率 (再掲) 69.6% (R6) → 90.0% (R11)

対象とするプログラム：1-3	
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
<p><要点> 令和6年度に作成し、全戸配布した吉野川市ハザードマップやWEB版ハザードマップを活用して防災啓発を図るとともに、防災訓練を実施することにより安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐとともに長期浸水に備えるため、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、防災インフラの損壊等の防止を図る。</p>	

総合的な治水対策の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河川整備をはじめ治水対策を県に要望するとともに、市管理河川の整備を推進する。
- 国・県・河川流域市町と連携し、流域治水対策を推進するほか、市独自の取組として、土地改良区等との連携による既存農業用ため池を活用した洪水調整対策、洪水調整池の整備に向けた取組等を行う。
- 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を県に要望するとともに、ほたる川排水機場の管理体制を維持する。

避難対策の推進及び事前の防災力強化

- 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。
- ・防災ハザードマップの全世帯配布 (再掲) 作成 (R6) → 配布 (R11)
- ・洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載 掲載 (R6) → 必要に応じて更新
- ・市防災・情報メール配信サービスの登録者数 (累計)
 2,620人 (R6) → 2,800人 (R11)
- ・市公式SNS総登録者数 2,095人 (R5) → 8,000人 (R11)
- ・自主防災組織の訓練実施率 (再掲) 69.6% (R6) → 90.0% (R11)

○ 「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づき、流域における水管理を総合かつ計画的に推進するため、2018年度策定の県下全域を対象とする「とくしま流域水管理計画」に続き、流域単位での「流域水管理行動計画」策定作業に参画する。

・流域水管理行動計画 参画（R6）→ 参画（R11）

○ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は、洪水時等避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う。

・要配慮者利用施設避難確保計画（洪水時等） 100%（R6）→ 維持（R11）

公共土木施設等の老朽化対策の促進

○ 本市の道路や橋梁などの社会資本の多くは、高度経済成長期以降に整備され、大量更新時期を迎えていることから、ライフサイクルコストの最小化や既存施設の適切な維持管理を確保し、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

・市公共施設等総合管理計画

市民一人当たりの公共施設等延床面積 6.06㎡/人（R5）→ 5.23㎡/人（R11）

・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲） 24橋（R6）→ 29橋（R11）

・長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）

・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）

・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）

－（R6）→ 666橋（R11）

・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 1橋（R7）

・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施

・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） －（R6）→ 更新（R7）

・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 1本（R9）

・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施

・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）

舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）

舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）

・予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施（排水機場、都市公園）（再掲） 維持（R6）→ 維持（R11）

対象とするプログラム：1-4

1-4

大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図るとともに、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進するため、森林環境譲与税を活用して放置林の整備を行う。

・ 放置林等森林整備面積 － (R6) → 25ha (R11)

○ 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査・点検を推進し、人的災害ゼロを目指す。

・ 県単独治山事業 1箇所 (H30) → 要望により実施

・ 県単独急傾斜地崩壊対策事業 0箇所 (R6) → 要望により実施

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○ 土砂災害警戒区域の危険性の周知を強化する。

・ 防災ハザードマップの全世帯配布 (再掲) 作成 (R6) → 配布 (R11)

○ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は、土砂災害に関する避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う。

・ 要配慮者利用施設避難確保計画 (土砂災害) 100% (R6) → 維持 (R11)

大雪等に伴う孤立化対策の推進

○ 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

ため池対策の推進

○ 防災重点ため池と民家周辺のため池について、ため池ハザードマップと浸水想定区域図の公開、緊急連絡体制の整備を行い、緊急時の迅速な避難行動につなげる。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。

・ 防災重点ため池その他 (20池) のハザードマップ・浸水想定区域図の作成
20池作成済 (R2) → 必要に応じて更新

・ ため池の廃止 2箇所 (R6) → 必要に応じて実施

・ 農業用ため池における老朽化対策の着手施設数 (累計) 1箇所 (R6) → 要望により実施

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生。
- ・警察、消防、自衛隊等の被災による人事・資機材等の不足により、救助・救急活動が困難となる。
- ・鉄道や幹線道路の損壊により、帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
- ・劣悪な避難生活環境・トイレ環境・電源喪失による不十分な健康管理が原因で被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。

対象とするプログラム：2-1

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

警察、消防、自衛隊等における災害対応能力の強化等に合わせて、県、県内外の各市町村、その他関係機関との訓練実施等により連携強化を図る。また、自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を補うため、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

警察・消防等との連携強化

- 警察、消防、自衛隊等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

- ・災害対策本部運営訓練の実施 実施（R6）→ 継続（R11）
- ・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）

消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

- ・消防団員充足率（再掲） 87.7%（R6）→ 90.0%（R11）
- ・消防団協力事業所数 10箇所（R6）→ 維持（R11）

- 消防団と自主防災組織等が連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。

- ・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）

防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に非常用発電設備等を整備し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力の確保に務める。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、県との連携強化を図り、合同訓練等を目指す。

- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）

対象とするプログラム：2-2, 2-4, 2-5, 2-6

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<要点>

県、県内外の他市町村、その他関係機関との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

緊急輸送道路等の耐震化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐとともに、家庭や地域・市・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。さらに、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路の機能強化を図る。

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。

孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化する。

災害医療体制の構築

- 大規模災害発生時に、速やかに東部Ⅲ吉野川保健所圏域災害医療体制と連携が図られるよう、平時から市医師会及び吉野川保健所、関係機関等と連携を取りながら防災訓練や研修等を継続して実施することにより、情報収集・災害医療体制の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた相互応援体制を強化するため、県との連携を目指す。
- 災害時けがの程度に応じて、治療の緊急性を判定して負傷者が病院に集中しないようにする役割を担う医療救護所（市内8箇所）において、災害用医療資材を確保し医療機能の麻痺を防ぐ。

・災害用医療資材 4セット（R6）→ 8セット（R11）

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルートの寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」、自衛隊ヘリコプターの受援体制の強化を図る。

・ヘリコプター降着適地数（再掲） 9箇所（R6）→ 維持（R11）

- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。
 - ・食料等の備蓄数 14,870食（R6）→ 計画的に購入
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。
 - ・災害に関する協定の締結数 45協定（R6）→ 必要に応じて締結
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ施設を整備する。

水道施設の耐震化等

- 水道施設の更新・耐震化を進めるため、令和2年度に策定した「管路耐震・更新計画」に従い、計画的に更新・耐震化を実施する。
 - ・基幹管路の耐震管率 22.9%（R6）→ 27.9%（R11）
 - ・重要施設に接続する水道管路の耐震管率（下水道処理区域内）
23%（R6）→ 33%（R11）
 - ・浄水施設の耐震化率 30%（R6）→ 75%（R11）
- 平成22年度に策定した「水道施設危機管理マニュアル」及び「地域防災計画」を教材として研修会等を行い、市職員の判断力の養成及び技術の向上を図る。
 - ・上水道危機管理マニュアル（BCP含） 策定（H22）→ 必要に応じて改訂
 - ・公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練（3年毎）への参加
参加（R4）→ 継続（R11）
 - ・公益社団法人日本水道協会等との合同訓練（毎年） 参加（R6）→ 継続（R11）

電力・燃料等の確保

- 災害時における避難所・防災拠点の優先的な電力復旧、電気設備等の復旧、物資の供給等の協力について、ライフライン事業者等と協定等を締結する。
 - ・四国電力株式会社 締結（H25）→ 毎年継続
 - ・鴨島・脇町電気工事組合 締結（H22）→ 毎年継続
 - ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部 締結（H22）→ 毎年継続

救援物資等の輸送確保対策

- 救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する。
 - ・災害発生時の迂回路となる農林道の整備
17,741m（R6）→ 維持（R11）

孤立化防止のための道路整備等

- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化・長寿命化を推進する。
 - ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲）
24橋（R6）→ 29橋（R11）

- ・長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）
- ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
- ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）
－（R6）→ 666橋（R11）
- ・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 1橋（R7）
- ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施
- ・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） －（R6）→ 更新（R7）
- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施
- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）
舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）
舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）

ヘリコプターによる支援体制の整備

- 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。
- ・中山間地域のヘリポート数 2箇所（R6）→ 適地の検討

孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。
- ・通信訓練の実施 実施（R6）→ 継続（R11）
- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。
- ・衛星携帯電話の整備 2台（R6）→ 維持（R11）
- ・防災行政無線のアンサーバック機能の充実 37局中30局（R6）→ 維持（R11）
（※アンサーバックとは、子局から親局へ音声等を送信する機能）

ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、市、県及びライフライン事業者等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。
- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）

帰宅困難者等への対応体制の整備

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努める。

市指定緊急輸送道路等の強化

- ミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、市指定緊急輸送道路等の耐震化等を推進する。
- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲） 24橋（R6）→ 29橋（R11）
- ・長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）

- ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
- ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）
－（R6）→ 666橋（R11）
- ・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 1橋（R7）
- ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施
- ・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） －（R6）→ 更新（R7）
- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施
- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）
舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）
舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）

対象とするプログラム：2-3, 2-7	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p><要点> 長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立し、避難所等においても感染症の発生・まん延を防ぐ。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。</p>	

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、早期に衛生状況及び健康状態等を把握し、必要な各種予防対策を講じることができるよう、保健師・栄養士等の専門職が介入し、必要な健康管理支援を行う。また、平時から防災訓練や避難所運営訓練等に参加し、対応技術の向上に努める。

- ・オスバン消毒液10%（500ml/本）の備蓄 40本（R6）→ 維持（R11）

火葬炉の老朽化対策

- 発災後、遺体の火葬等が滞り、感染症が発生しないよう、火葬炉4炉を計画的に改修する。
- ・炉内耐火物全面改修（累計） －（R6）→ 1炉（R9）

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠及びに下水処理場における耐震化を推進する。また、熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。また、公共下水道区域外の未普及対策として、合併浄化槽への転換を促進する。

（※BCPとは、業務継続計画：Business Continuity Plan）

- ・幹線耐震化率 80%（R6）→ 85%（R11）
- ・下水道BCP 策定（H30）→ 必要に応じて改訂
- ・単独槽等から合併槽への転換数（H26～累計） 125基（R6）→ 150基（R11）

- 大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。

- ・災害時用オストメイト専用トイレ備蓄数 4基（R6）→ 維持（R11）
- ・災害用車椅子対応型マルチトイレ備蓄数 4基（R6）→ 維持（R11）

避難環境の向上

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。
- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。
 - ・ 災害時用簡易ベッド等備蓄数 647台（R6）→ 計画的に購入
 - ・ 個別避難所運営マニュアル策定 —（R6）→ 共通マニュアルを基に策定
 - ・ 避難所に指定されている学校校舎への空調整備
計画的に新設・更新（R6）→ 計画的に新設・更新（R11）
 - ・ 避難所に指定されている学校屋内運動場への空調整備 1箇所（R6）→ 9箇所（R11）
- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。
 - ・ 自主防災組織の訓練実施率（再掲） 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）
- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細かな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。
- 災害時にライフラインが断絶した状態においても、歯科疾患の予防や誤嚥性肺炎の予防を行い、ＱＯＬの向上を図ることができるよう、避難所等での口腔ケアに活用するようにフッ素洗口液の備蓄について促進する。
 - ・ 長期保存用液体ハミガキ（250ml/個）の備蓄 168個（R6）→ 336個（R11）

要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
 - ・ 福祉避難所開設協定締結数 17箇所（R6）→ 17箇所（R11）

3

必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市をはじめ、防災関係機関との情報通信が途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる。また、災害対応の経験不足により、初動対応に遅れが生じる。

対象とするプログラム：3-1, 3-2

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟不足による初動対応の遅れ

<要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

- 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄等を推進する。

- ・ 四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
- ・ 鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
- ・ 社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続

- 国の交付金などを活用し、災害時でも耐えうる庁舎を整備するため、非常用電源設備の更新や嵩上げを行うなど、防災拠点の機能を強化する。

- ・ 庁舎非常用電源設備等整備事業 実施設計（R6）→ 工事完了（R11）

行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- 本市BCPに基づく訓練を行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

- ・ 市BCP 策定（H28）→ 必要に応じて改訂
- ・ 上水道危機管理マニュアル（BCP含）（再掲） 策定（H22）→ 必要に応じて改訂
- ・ 下水道BCP（再掲） 策定（H30）→ 必要に応じて改訂
- ・ ICT部門BCP -（R6）→ 策定（R8）
- ・ 災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）

- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

- ・ 市災害対応職員初動マニュアル 策定（H18）→ 毎年更新
- ・ 市受援計画策定 策定（R4）→ 必要に応じて改訂
- ・ 災害時相互応援協定締結数 4協定（R6）→ 必要に応じて締結

○ 市職員や教職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

・市職員の防災士資格取得（再掲） 32人（R5）→ 年次的に取得

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

○ 市役所が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる。

エネルギー供給体制等の整備・機能強化

○ 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
・食料等の備蓄数（再掲） 14,870食（R6）→ 計画的に購入

○ 電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。

・自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数 2協定（R6）→ 必要に応じて締結

4

経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、市内企業の生産力が低下する。
- ・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する。
- ・金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、市民生活や経済活動に大きな支障をきたす。
- ・農業水利施設の被害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- ・南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、市内の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

対象とするプログラム：4-1, 4-2, 4-3

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
<p><要点> 各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。</p>	

ライフライン事業者等との連携強化

- 災害対策本部運営訓練を実施することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める。また、ライフライン事業者との協定を締結する。
 - ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）
 - ・四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
 - ・鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
 - ・社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続

緊急輸送道路等の機能確保

- 道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要な輸送ルート等の安全性を確保する。
 - ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲） 24橋（R6）→ 29橋（R11）
 - ・長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）
 - ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
 - ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）
-（R6）→ 666橋（R11）
 - ・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 1橋（R7）
 - ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 必要に応じて実施
 - ・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） -（R6）→ 更新（R7）

- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） -（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） -（R6）→ 必要に応じて実施
- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）
 - 舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）
 - 舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数（H29～累計）（再掲）
 - 耐震診断 23件（R6）→ 新規対象建築物が判明時に実施
 - 補強設計 1件（R6）→ 要望件数等により実施
 - 耐震改修等 0件（R6）→ 要望件数等により実施
- ・緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）（再掲）
 - 9,161m（R6）→ 9,545m（R11）
- ・予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施（排水機場、都市公園）（再掲）
 - 維持（R6）→ 維持（R11）

有害物質等の拡散防止対策

○ 有害物質は、地震や大雨等により流失し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復興復旧の障害となる恐れがあるため、平時において、PCB廃棄物届制度、PRTL（化学物質排出移動量届出制度）などにより有害廃棄物の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者への協力を要請し、業者による取引のルールなどを確認しておき、災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えておく。また、有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害物質の情報関係者で共有する。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業等により、建築物に使用されているアスベスト分析調査及び除去工事等安全対策を推進する。

- ・有害物質貯蔵施設の把握 市有施設で実態把握（R6）→ 継続（R11）

対象とするプログラム：4-4, 4-5	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p><要点> 大規模災害による農業・工業の生産活動の停止や、交通網の途絶により、市民の生活に甚大な影響を受けることがないよう対策を講ずる。</p>	

食料や水等の備蓄の推進

○ 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」及び中央構造線・活断層地震被害想定に基づき、また暴風雨等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

- ・食料等の備蓄数（再掲） 14,870食（R6）→ 計画的に購入

物資調達・供給体制の構築

○ 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

- ・災害に関する協定の締結数（再掲） 45協定（R6）→ 必要に応じて締結
- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）

○ 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保など、集積拠点機能を強化する。

救援物資等の受援体制の整備

- 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、幹線水路等の耐震化などの防災対策を国・県・関係市町とともに推進する。

- ・ 国営吉野川二期地区土地改良事業幹線及び金清下支線の着手
工事着手（R5）→ 計画に沿って北岸用水土地改良区が実施中

対象とするプログラム：4-6

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

<要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、市・県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進するため、森林環境譲与税を活用して放置林の整備を行う。

- ・ 放置林等森林整備面積（再掲） —（R6）→ 25ha（R11）

市・県産材の利用促進等

- 市・県産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

- ・ 公共施設の木質化の推進 実施中（R6）→ 継続（R11）

農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

- ・ 多面的機能支払交付金 4組織（R6）→ 5組織（R11）
（※多面的機能支払交付金は、農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動による取組の費用に対し、国、県及び市が補助する制度）

- ・ 中山間地域等直接支払交付金 12集落（R6）→ 8集落（R11）
（※中山間地域等直接支払交付金は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決めを締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み）

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

- ・ 有害鳥獣捕獲駆除頭数 756頭（R5）→ 900頭（R11）

5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。
- ・テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止するなど、市民に重要な情報が届かない。
- ・災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生。

対象とするプログラム：5-1

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時の活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	---

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないよう対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める。

情報通信基盤の整備及び利活用の促進

- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、防災行政無線の整備等を図る。

- ・ 防災行政無線のアンサーバック機能の充実（再掲） 37局中30局（R6）→ 維持（R11）
- ・ 防災行政無線拡声子局の電源機能確保（バッテリー交換） 実施（R6）→ 適宜実施

情報伝達体制の強化

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERT（消防庁が所管する全国瞬時警報システム）の普及、防災・情報メールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、さらなる取組を推進する。

- ・ 市防災・情報メール配信サービスの登録者数（累計）（再掲）
2,620人（R6）→ 2,800人（R11）
- ・ 市公式SNS総登録者数（再掲） 2,095人（R5）→ 8,000人（R11）
- ・ 通信訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）
- ・ 衛星携帯電話の整備（再掲） 2台（R6）→ 維持（R11）

情報収集・共有体制の強化

- 「災害時要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を進め、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進める。

- ・ 避難行動要支援者名簿登録者数 3,379人（R6）→ 随時更新
- ・ 避難行動要支援者名簿の情報提供（自主防災組織） 14件（R6）→ 必要に応じて提供
- ・ 個別避難計画の作成 2,099人（R6）→ 随時更新

臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。
 - ・ 災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）
 - ・ 自主防災組織の訓練実施率（再掲） 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）
- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した市地域防災計画に改訂する。
 - ・ 市地域防災計画の改訂 改訂（R1）→ 必要に応じて改訂

放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める。

対象とするプログラム：5-2, 5-3, 5-4

5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<要点>
自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

- 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの特性を活かし、大規模災害時においても発電が継続できるよう、蓄電池と一体的に整備する。
 - ・ 避難所における太陽光発電設備と蓄電池の箇所数 4箇所（R6）→ 必要に応じて整備
- 災害時のライフライン喪失時において避難所・防災拠点の優先的な電力復旧、電気設備等の復旧、物資の供給等の協力について、協定等を締結する。
 - ・ 四国電力株式会社（再掲） 締結（H25）→ 毎年継続
 - ・ 鴨島・脇町電気工事組合（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続
 - ・ 社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部（再掲） 締結（H22）→ 毎年継続

避難所等の電力確保

- 次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く市民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取り組みの推進を図る。
 - ・ 自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数（再掲） 2協定（R6）→ 必要に応じて締結
- 災害時の避難所等の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備等の整備を促進する。
 - ・ 避難所の災害用発電設備（累計） 5台（R6）→ 必要に応じて整備
 - ・ 避難所の防災用発電機（累計） 59台（R6）→ 77台（R11）
 - ・ 福祉避難所における非常用自家発電設備の整備 3施設（R6）→ 随時検討

水道施設の耐震化等

- 水道施設の更新・耐震化を進めるため、令和2年度に策定した「管路耐震・更新計画」等に従い、計画的に更新・耐震化を実施する。
 - ・ 基幹管路の耐震管率（再掲） 22.9%（R6）→ 27.9%（R11）
 - ・ 重要施設に接続する水道管路の耐震管率（下水道処理区域内）（再掲）
23%（R6）→ 33%（R11）
 - ・ 浄水施設の耐震化率（再掲） 30%（R6）→ 75%（R11）
- 平成22年度に策定した「水道施設危機管理マニュアル」及び「地域防災計画」を教材として研修会等を行い、市職員の判断力の養成及び技術の向上を図る。
 - ・ 上水道危機管理マニュアル（BCP含）（再掲） 策定（H22）→ 必要に応じて改訂
 - ・ 公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練（3年毎）への参加（再掲）
参加（R4）→ 継続（R11）
 - ・ 公益社団法人日本水道協会等との合同訓練（毎年）（再掲） 参加（R6）→ 継続（R11）

汚水処理施設の耐震化

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、基幹管路の耐震化を進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画を策定する。また、熊本地震（H28）を受けて策定した下水道BCPを必要に応じて改訂する。
 - ・ 下水道ストックマネジメント計画 策定（R4）→ 計画に基づき事業を実施
 - ・ 幹線耐震化率（再掲） 80%（R6）→ 85%（R11）
 - ・ 下水道BCP（再掲） 策定（H30）→ 必要に応じて改訂
 - ・ 農山漁村地域交付金農業集落排水施設機能強化対策 実施（R6）→ 完了（R7）
- 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。
 - ・ 単独槽等から合併槽への転換数（H26～累計）（再掲）
125基（R6）→ 150基（R11）

対象とするプログラム：5-5

5-5 基幹的な陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<要点>

本市各地への輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路等の整備、耐震化や土砂災害対策、河川堤防等の整備等を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。

道路・橋梁等の整備

- 道路・橋梁等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を推進する。
 - ・ 道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲） 24橋（R6）→ 29橋（R11）
 - ・ 長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）
 - ・ 長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
 - ・ 定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）
-（R6）→ 666橋（R11）
 - ・ 定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 1橋（R7）
 - ・ 長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 必要に応じて実施
 - ・ 長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） -（R6）→ 更新（R7）

- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） －（R6）→ 必要に応じて実施
- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）
 - 舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）
 - 舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）

○ 緊急輸送道路を補完するため、農林道の整備を推進する。

- ・災害発生時の迂回路となる農林道の整備（再掲）
 - 17,741m（R6）→ 維持（R11）

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

○ 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施（R6）→ 継続（R11）

早期復旧に向けた取組の推進

○ 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」と防災関係機関が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める。

○ 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- ・南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊による災害廃棄物が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
- ・治安の悪化や長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくり等の復興作業が大幅に遅れる。
- ・南海トラフ地震により、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する等の原因での建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・企業において業務継続計画の策定等による事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

対象とするプログラム：6-1, 6-2, 6-6

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

<要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。また、大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、復興事前準備の取組を推進するとともに、市内中小企業者等のBCPの策定を促進する。

事前復興計画の策定促進

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進する。

- ・仮置場の候補地面積 54.9ha (R6) → 55.0ha以上 (R11)
- ・応急仮設住宅用面積 132,016㎡ (R6) → 669,216㎡ (R11)

復興を支える人材の育成

- 被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興のため、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等による市民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

- 「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

- ・災害に関する協定の締結数（再掲） 45協定 (R6) → 必要に応じて締結
- ・災害対策本部運営訓練の実施（再掲） 実施 (R6) → 継続 (R11)

○ ドローンを活用した復旧・復興への情報を収集できるよう、資格を取得する。

・市職員のドローン運用資格取得 1人（R6）→ 2人（R11）

自主防災組織等の充実強化

○ 自主防災組織や消防団についての、活動の活性化について支援を行う。また、訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 69.6%（R6）→ 90.0%（R11）

・消防団員充足率（再掲） 87.7%（R6）→ 90.0%（R11）

被災者生活再建支援制度の充実

○ 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」について市職員の能力向上を図る。

BCP 策定等の促進

○ 大規模災害発生時に、市内中小企業者等の事業継続あるいは企業活動の早期再開に向けた防災・減災に取り組むための「事業継続計画（BCP）」の策定支援を各関係機関との連携により支援する。

対象とするプログラム：6-3, 6-4, 6-5

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<要点>

災害廃棄物の迅速な処理を行えるよう、被災後に早期かつ的確に復興を進められる体制を整備する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。さらに、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われないよう取組を推進する。

災害廃棄物等の処理

○ 市内の焼却施設等だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、処理応援協定の締結や応急対策マニュアルを策定する。

・災害廃棄物処理応援協定の締結数 4協定（R6）→ 8協定（R11）

・災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル -（R6）→ 策定（R8）

○ 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する。

・仮置場の候補地面積（再掲） 54.9ha（R6）→ 55.0ha以上（R11）

○ 災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるために、更新を図る。

・災害廃棄物処理計画の策定 策定（H29）→ 見直し（R7）

浸水対策の推進

○ 地震・暴風雨等による浸水への対策を着実に推進するための整備を引き続き推進する。

- ・防災ハザードマップの全世帯配布（再掲） 作成（R6）→ 配布（R11）
- ・洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載（再掲） 掲載（R6）→ 必要に応じて更新
- ・流域水管理行動計画（再掲） 参画（R6）→ 参画（R11）
- ・放置林等森林整備面積（再掲） -（R6）→ 25ha（R11）
- ・県単独治山事業（再掲） 1箇所（H30）→ 要望により実施
- ・防災重点ため池その他（20池）のハザードマップ・浸水想定区域図の作成（再掲）
20池作成済（R2）→ 必要に応じて更新
- ・ため池の廃止（再掲） 2箇所（R6）→ 必要に応じて実施

公共土木施設等の老朽化対策の促進

○ 本市の道路、河川など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

市指定緊急輸送道路等の整備推進

○ 市指定緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化等を推進する。

- ・道路ネットワークに必要な路線における橋梁（10m以上）耐震化の実施数（累計）（再掲） 24橋（R6）→ 29橋（R11）
- ・長寿命化修繕計画（橋梁）（再掲） 更新（R6）→ 更新（R7）
- ・長寿命化修繕（橋梁）の実施数（累計）（再掲） 34橋（R6）→ 44橋（R11）
- ・定期点検（橋長2m以上の道路橋・3巡目）の実施数（再掲）
-（R6）→ 666橋（R11）
- ・定期点検（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 1橋（R7）
- ・長寿命化修繕（跨線橋）の実施数（再掲） -（R6）→ 必要に応じて実施
- ・長寿命化修繕計画（トンネル）（再掲） -（R6）→ 更新（R7）
- ・定期点検（トンネル）の実施数（再掲） -（R6）→ 1本（R9）
- ・長寿命化修繕（トンネル）の実施数（再掲） -（R6）→ 必要に応じて実施
- ・道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕（再掲）
舗装修繕計画策定率 0%（R6）→ 100%（R11）
舗装修繕率 0%（R6）→ 28%（R11）

地籍調査の推進

○ 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の成果を活用する。

- ・地籍調査進捗率 100%（R6）→ 100%（R11）

被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、人材を養成する。

また、余震等による人的被害の防止を図るため、被災した建築物及び宅地の危険度判定を早急に実施する必要があることから、判定士の確保に努める。

- ・住家被害認定調査の実務継承 承継（R6）→ 維持（R11）
- ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数 19人（R6）→ 21人（R11）
- ・被災宅地危険度判定士の登録者数 25人（R6）→ 26人（R11）

応急仮設住宅用地の確保

○ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

- ・ 応急仮設住宅用面積（再掲） 132,016㎡（R6）→ 669,216㎡（R11）
- ・ 公園の仮設住宅への利活用 455,728.01㎡（R6）→ 維持（R11）

貴重な文化財の保護

○ 文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成したり、防火訓練を実施する。

- ・ 文化財防火デー防火訓練 —（R6）→ 1月24日文化財防火デー前後に毎年1回実施

○ 定住人口減少により地域の活力が低下し、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながる。これを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく。

V 施策の重点化

4つの基本目標を達成するため、本市の直面するリスクを踏まえ、29のプログラムのうち、特に重要となる13のプログラムを重点化の対象とする。

● 重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
①人命の保護が最大限図られる ②本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる ④ 迅速な復旧・復興を可能にする	①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
	③必要不可欠な行政機能を確保する	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	④経済活動を機能不全に陥らせない	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟不足による初動対応の遅れ
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
	⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			

VI 計画の推進と進捗管理

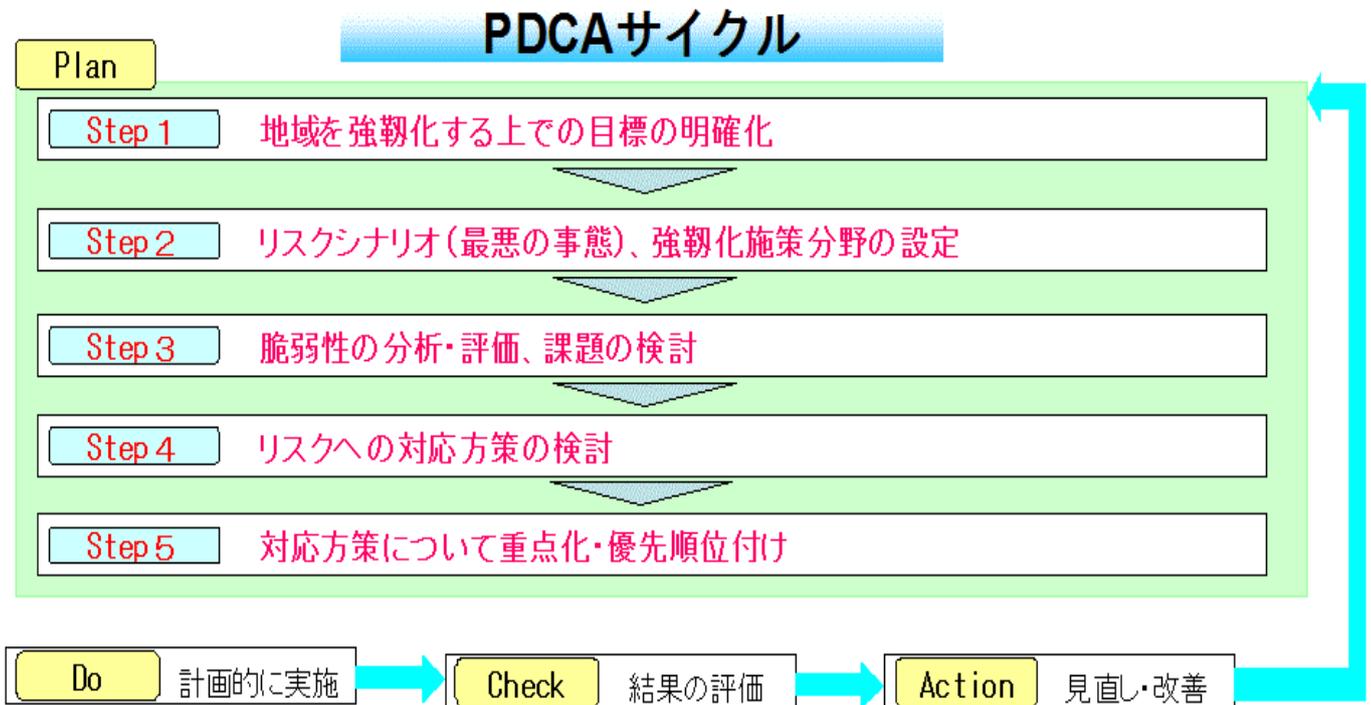
1 推進体制

計画の推進については、本市、国、徳島県、民間事業者、NPO団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本市の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しはPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



☆PDCA サイクルによる進捗管理と見直し

重要業績指標一覧

1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生			
1-2)地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
木造住宅等の耐震化関連補助事業(H16～累計)耐震診断	2,301戸(R5)	要望件数等により実施	15
木造住宅等の耐震化関連補助事業(H16～累計)耐震改修	305戸(R5)	要望件数等により実施	15
木造住宅等の耐震化関連補助事業(H16～累計)その他関連事業	89戸(R5)	要望件数等により実施	15
相談員派遣事業	0件(R6)	50件(R11)	15
減災対策支援事業 (家具転倒防止器具設置事業を含む)	167件(R6)	217件(R11)	15
公営住宅の耐震化(累計)	19棟(R6)	23棟(R11)	15
高齢者福祉施設の耐震化(累計)	4施設(R6)	11施設(R11)	15
地域密着型サービス事業所の防災・減災対策整備事業	2施設(R6)	4施設(R11)	15
市職員の防災士資格取得	32人(R5)	年次的に取得	16
自主防災組織の訓練実施率	69.9%(R6)	90.0%(R11)	16
防災ハザードマップの全世帯配布	作成(R6)	配布(R11)	16
老朽危険空き家等除却件数(H25～累計)	223棟(R6)	348棟(R11)	16
空き家等の利活用件数(移住促進空き家リノベーション支援事業等実施件数)	0棟(R5)	年度毎に1棟実施	16
危険ブロック塀等除却及び建替補助件数(H30～累計)除却のみ・除却後建替	84件(R6)	134件(R11)	16
補助事業による感震ブレーカー等の設置数(H30～累計)	85基(R5)	要望件数等により実施	16
消防団員充足率	87.7%(R6)	90.0%(R11)	16
ヘリコプター降着適地数	9箇所(R6)	維持(R11)	16
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)	24橋(R6)	29橋(R11)	16
長寿命化修繕計画(橋梁)	更新(R6)	更新(R7)	16
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)	34橋(R6)	44橋(R11)	16
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数	—(R6)	666橋(R11)	16
定期点検(跨線橋)の実施数	—(R6)	1橋(R7)	16
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数	—(R6)	必要に応じて実施	16
長寿命化修繕計画(トンネル)	—(R6)	更新(R7)	16
定期点検(トンネル)の実施数	—(R6)	1本(R9)	16
長寿命化修繕(トンネル)の実施数	—(R6)	必要に応じて実施	16
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)	0%(R6)	100%(R11)	17
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)	0%(R6)	28%(R11)	17
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)耐震診断	23件(R6)	新規対象建築物が判明時に実施	17
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)補強設計	1件(R6)	要望件数等により実施	17
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)耐震改修等	0件(R6)	要望件数等により実施	17
緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長(累計)	9,161m(R6)	9,545m(R11)	17
予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施(排水機場、都市公園)	維持(R6)	維持(R11)	17
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	17

1-3)突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)			
重要業績指標	現況	目標	P
防災ハザードマップの全世帯配布(再掲)	作成(R6)	配布(R11)	17
洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載	掲載(R6)	必要に応じて更新	17
市防災・情報メール配信サービスの登録者数(累計)	2,620人(R6)	2,800人(R11)	17
市公式SNS総登録者数	2,095人(R5)	8,000人(R11)	17
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	17
流域水管理行動計画	参画(R6)	参画(R11)	18

要配慮者利用施設避難確保計画(洪水時等)	100%(R6)	維持(R11)	18
市公共施設等総合管理計画	市民一人当たりの公共施設等 延床面積6.06㎡/人(R5)	5.23㎡/人(R11)	18
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実 実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	18
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	18
長寿命化修繕(橋梁)の実実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	18
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実実施数(再掲)	－(R6)	666橋(R11)	18
定期点検(跨線橋)の実実施数(再掲)	－(R6)	1橋(R7)	18
長寿命化修繕(跨線橋)の実実施数(再掲)	－(R6)	必要に応じて実施	18
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	－(R6)	更新(R7)	18
定期点検(トンネル)の実実施数(再掲)	－(R6)	1本(R9)	18
長寿命化修繕(トンネル)の実実施数(再掲)	－(R6)	必要に応じて実施	18
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定 率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	18
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	18
予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施(排 水機場、都市公園)(再掲)	維持(R6)	維持(R11)	18

1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)や暴風雨等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
放置林等森林整備面積	－(R6)	25ha(R11)	19
県単独治山事業	1箇所(H30)	要望により実施	19
県単独急傾斜地崩壊対策事業	0箇所(R6)	要望により実施	19
防災ハザードマップの全世帯配布(再掲)	作成(R6)	配布(R11)	19
要配慮者利用施設避難確保計画(土砂災害)	100%(R6)	維持(R11)	19
防災重点ため池その他(20池)のハザードマップ・浸水想定区域図の 作成	20池作成済(R2)	必要に応じて更新	19
ため池の廃止	2箇所(R6)	必要に応じて実施	19
農業用ため池における老朽化対策の着手施設数(累計)	1箇所(R6)	要望により実施	19

2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
重要業績指標	現況	目標	P
災害対策本部運営訓練の実施	実施(R6)	継続(R11)	20
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	20
消防団員充足率(再掲)	87.7%(R6)	90.0%(R11)	20
消防団協力事業所数	10箇所(R6)	維持(R11)	20
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	20
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	20

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			
2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱			
2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
災害用医療資材	4セット(R6)	8セット(R11)	21
ヘリコプター降着適地数(再掲)	9箇所(R6)	維持(R11)	21
食料等の備蓄数	14,870食(R6)	計画的に購入	22
災害に関する協定の締結数	45協定(R6)	必要に応じて締結	22
基幹管路の耐震管率	22.9%(R6)	27.9%(R11)	22
重要施設に接続する水道管路の耐震管率(下水道処理区域内)	23%(R6)	33%(R11)	22
浄水施設の耐震化率	30%(R6)	75%(R11)	22

上水道危機管理マニュアル(BCP含)	策定(H22)	必要に応じて改訂	22
公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練(3年毎)への参加	参加(R4)	継続(R11)	22
公益社団法人日本水道協会等との合同訓練(毎年)	参加(R6)	継続(R11)	22
四国電力株式会社	締結(H25)	毎年継続	22
鴨島・脇町電気工事組合	締結(H22)	毎年継続	22
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部	締結(H22)	毎年継続	22
災害発生時の迂回路となる農林道の整備	17,741m(R6)	維持(R11)	22
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	22
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	23
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	23
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数(再掲)	-(R6)	666橋(R11)	23
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	1橋(R7)	23
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	23
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R6)	更新(R7)	23
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	1本(R9)	23
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	23
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	23
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	23
中山間地域のヘリポート数	2箇所(R6)	適地の検討	23
通信訓練の実施	実施(R6)	継続(R11)	23
衛星携帯電話の整備	2台(R6)	維持(R11)	23
防災行政無線のアンサーバック機能の充実	37局中30局(R6)	維持(R11)	23
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	23
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	23
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	23
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	24
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数(再掲)	-(R6)	666橋(R11)	24
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	1橋(R7)	24
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	24
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R6)	更新(R7)	24
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	1本(R9)	24
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	24
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	24
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	24

2-3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生			
2-7)大規模な自然災害と感染症との同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
オスバン消毒液10%(500ml/本)の備蓄	40本(R6)	維持(R11)	24
炉内耐火物全面改修(累計)	-(R6)	1炉(R9)	24
幹線耐震化率	80%(R6)	85%(R11)	24
下水道BCP	策定(H30)	必要に応じて改訂	24
単独槽等から合併槽への転換数(H26~累計)	125基(R6)	150基(R11)	24
災害時用オストメイト専用トイレ備蓄数	4基(R6)	維持(R11)	24
災害用車椅子対応型マルチトイレ備蓄数	4基(R6)	維持(R11)	24
災害時用簡易ベッド等備蓄数	647台(R6)	計画的に購入	25
個別避難所運営マニュアル策定	-(R6)	共通マニュアルを基に策定	25
避難所に指定されている学校校舎への空調整備	計画的に新設・更新(R6)	計画的に新設・更新(R11)	25
避難所に指定されている学校屋内運動場への空調整備	1箇所(R6)	9箇所(R11)	25

自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	25
長期保存用液体ハミガキ(250ml/個)の備蓄	168個(R6)	336個(R11)	25
福祉避難所開設協定締結数	17箇所(R6)	17箇所(R11)	25

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ			
重要業績指標	現況	目標	P
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	26
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	26
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	26
庁舎非常用電源設備等整備事業	実施設計(R6)	工事完了(R11)	26
市BCP	策定(H28)	必要に応じて改訂	26
上水道危機管理マニュアル(BCP含)(再掲)	策定(H22)	必要に応じて改訂	26
下水道BCP(再掲)	策定(H30)	必要に応じて改訂	26
ICT部門BCP	-(R6)	策定(R8)	26
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	26
市災害対応職員初動マニュアル	策定(H18)	毎年更新	26
市受援計画策定	策定(R4)	必要に応じて改訂	26
災害時相互応援協定締結数	4協定(R6)	必要に応じて締結	26
市職員の防災士資格取得(再掲)	32人(R5)	年次的に取得	27
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	27
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	27
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	27
食料等の備蓄数(再掲)	14,870食(R6)	計画的に購入	27
自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数	2協定(R6)	必要に応じて締結	27

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響			
4-2) 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出			
4-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	28
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	28
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	28
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	28
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	28
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	28
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	28
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数(再掲)	-(R6)	666橋(R11)	28
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	1橋(R7)	28
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	28
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R6)	更新(R7)	28
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	1本(R9)	29
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	29
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	29
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	29
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)耐震診断(再掲)	23件(R6)	新規対象建築物が判明時に実施	29
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)補強設計(再掲)	1件(R6)	要望件数等により実施	29
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等補助件数(H29～累計)耐震改修等(再掲)	0件(R6)	要望件数等により実施	29
緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長(累計)(再掲)	9,161m(R6)	9,545m(R11)	29

予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施(排水機場、都市公園)(再掲)	維持(R6)	維持(R11)	29
有害物質貯蔵施設の把握	市有施設で実態把握(R6)	継続(R11)	29

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響			
4-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
食料等の備蓄数(再掲)	14,870食(R6)	計画的に購入	29
災害に関する協定の締結数(再掲)	45協定(R6)	必要に応じて締結	29
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	29
国営吉野川二期地区土地改良事業幹線及び金清下支線の着手	工事着手(R5)	計画に沿って北岸用水土地改良区が実施中	30

4-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			
重要業績指標	現況	目標	P
放置林等森林整備面積(再掲)	—(R6)	25ha(R11)	30
公共施設の木質化の推進	実施中(R6)	継続(R11)	30
多面的機能支払交付金	4組織(R6)	5組織(R11)	30
中山間地域等直接支払交付金	12集落(R6)	8集落(R11)	30
有害鳥獣捕獲駆除頭数	756頭(R5)	900頭(R11)	30

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時の活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
防災行政無線のアンサーバック機能の充実(再掲)	37局中30局(R6)	維持(R11)	31
防災行政無線拡声子局の電源機能確保(バッテリー交換)	実施(R6)	適宜実施	31
市防災・情報メール配信サービスの登録者数(累計)(再掲)	2,620人(R6)	2,800人(R11)	31
市公式SNS総登録者数(再掲)	2,095人(R5)	8,000人(R11)	31
通信訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	31
衛星携帯電話の整備(再掲)	2台(R6)	維持(R11)	31
避難行動要支援者名簿登録者数	3,379人(R6)	随時更新	31
避難行動要支援者名簿の情報提供(自主防災組織)	14件(R6)	必要に応じて提供	31
個別避難計画の作成	2,099人(R6)	随時更新	31
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	32
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	32
市地域防災計画の改訂	改訂(R1)	必要に応じて改訂	32

5-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止			
5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止			
5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
避難所における太陽光発電設備と蓄電池の箇所数	4箇所(R6)	必要に応じて整備	32
四国電力株式会社(再掲)	締結(H25)	毎年継続	32
鴨島・脇町電気工事組合(再掲)	締結(H22)	毎年継続	32
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部(再掲)	締結(H22)	毎年継続	32
自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数(再掲)	2協定(R6)	必要に応じて締結	32
避難所の災害用発電設備(累計)	5台(R6)	必要に応じて整備	32
避難所の防災用発電機(累計)	59台(R6)	77台(R11)	32
福祉避難所における非常用自家発電設備の整備	3施設(R6)	随時検討	32
基幹管路の耐震管率(再掲)	22.9%(R6)	27.9%(R11)	33

重要施設に接続する水道管路の耐震管率(下水道処理区域内)(再掲)	23%(R6)	33%(R11)	33
浄水施設の耐震化率(再掲)	30%(R6)	75%(R11)	33
上水道危機管理マニュアル(BCP含)(再掲)	策定(H22)	必要に応じて改訂	33
公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練(3年毎)への参加(再掲)	参加(R4)	継続(R11)	33
公益社団法人日本水道協会等との合同訓練(毎年)(再掲)	参加(R6)	継続(R11)	33
下水道ストックマネジメント計画	策定(R4)	計画に基づき事業を実施	33
幹線耐震化率(再掲)	80%(R6)	85%(R11)	33
下水道BCP(再掲)	策定(H30)	必要に応じて改訂	33
農山漁村地域交付金農業集落排水施設機能強化対策	実施(R6)	完了(R7)	33
単独槽等から合併槽への転換数(H26～累計)(再掲)	125基(R6)	150基(R11)	33

5-5) 基幹的な陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	33
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	33
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	33
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数(再掲)	-(R6)	666橋(R11)	33
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	1橋(R7)	33
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	33
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R6)	更新(R7)	33
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	1本(R9)	34
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	34
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	34
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	34
災害発生時の迂回路となる農林道の整備(再掲)	17,741m(R6)	維持(R11)	34
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	34

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態			
6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態			
6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
仮置場の候補地面積	54.9ha(R6)	55.0ha以上(R11)	35
応急仮設住宅用面積	132,016㎡(R6)	669,216㎡(R11)	35
災害に関する協定の締結数(再掲)	45協定(R6)	必要に応じて締結	35
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	実施(R6)	継続(R11)	35
市職員のドローン運用資格取得	1人(R6)	2人(R11)	36
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	69.6%(R6)	90.0%(R11)	36
消防団員充足率(再掲)	87.7%(R6)	90.0%(R11)	36

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			
6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			
重要業績指標	現況	目標	P
災害廃棄物処理応援協定の締結数	4協定(R6)	8協定(R11)	36
災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル	-(R6)	策定(R8)	36
仮置場の候補地面積(再掲)	54.9ha(R6)	55.0ha以上(R11)	36
災害廃棄物処理計画の策定	策定(H29)	見直し(R7)	36

防災ハザードマップの全世帯配布(再掲)	作成(R6)	配布(R11)	37
洪水浸水想定区域の市ホームページ掲載(再掲)	掲載(R6)	必要に応じて更新	37
流域水管理行動計画(再掲)	参画(R6)	参画(R11)	37
放置林等森林整備面積(再掲)	-(R6)	25ha(R11)	37
県単独治山事業(再掲)	1箇所(H30)	要望により実施	37
防災重点ため池その他(20池)のハザードマップ・浸水想定区域図の作成(再掲)	20池作成済(R2)	必要に応じて更新	37
ため池の廃止(再掲)	2箇所(R6)	必要に応じて実施	37
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数(累計)(再掲)	24橋(R6)	29橋(R11)	37
長寿命化修繕計画(橋梁)(再掲)	更新(R6)	更新(R7)	37
長寿命化修繕(橋梁)の実施数(累計)(再掲)	34橋(R6)	44橋(R11)	37
定期点検(橋長2m以上の道路橋・3巡目)の実施数(再掲)	-(R6)	666橋(R11)	37
定期点検(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	1橋(R7)	37
長寿命化修繕(跨線橋)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	37
長寿命化修繕計画(トンネル)(再掲)	-(R6)	更新(R7)	37
定期点検(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	1本(R9)	37
長寿命化修繕(トンネル)の実施数(再掲)	-(R6)	必要に応じて実施	37
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕計画策定率)(再掲)	0%(R6)	100%(R11)	37
道路ネットワークに必要な路線における舗装修繕(舗装修繕率)(再掲)	0%(R6)	28%(R11)	37
地籍調査進捗率	100%(R6)	100%(R11)	37
住家被害認定調査の実務継承	承継(R6)	維持(R11)	37
被災建築物応急危険度判定士の登録者数	19人(R6)	21人(R11)	37
被災宅地危険度判定士の登録者数	25人(R6)	26人(R11)	37
応急仮設住宅用面積(再掲)	132,016㎡(R6)	669,216㎡(R11)	38
公園の仮設住宅への利活用	455,728.01㎡(R6)	維持(R11)	38
文化財防火デー防火訓練	-(R6)	1月24日文化財防火デー前後に毎年1回実施	38

第2期吉野川市国土強靱化地域計画

策定年月：令和7年3月

発行：吉野川市

編集：吉野川市危機管理局危機管理課

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>